

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

## 1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	公益財団法人 千葉県私学教育振興財団	(県) 所管所属	総務部 学事課
代表者 職氏名	理事長 平田 史郎	電話番号	043-223-2172
所在地	千葉市中央区新町18番地10千葉第一生命ビルディング8階	直近の決算 承認日	令和5年6月28日
電話番号	043-241-5145	経営方針（団体代表者が記入）	
団体HPの URL	<a href="https://www.chiba-sksz.jp/">https://www.chiba-sksz.jp/</a>	<p>当財団は、千葉県内における私立学校教育の振興及び発展のために以下の事業を行うことで、私立学校教育環境の充実及び向上を図り、千葉県における教育文化の高揚に資することを旨とします。</p> <p>1. 「退職手当資金事業」では、学校法人等が教職員に対し支給する退職手当の資金を交付するため、資金運用規程と毎年度策定している運用計画に基づき、学校法人負担金等を安全かつ効率的に運用しながら業務を遂行します。また、制度の運用面については、3年に一度見直しを行い、中長期的な視点から事業経営の安定を図ります。</p> <p>2. 「融資あっ旋事業」では、施設・設備等の整備のため借入れを希望する学校に、県学事課、県内金融機関との連携を図り、より良い条件にて円滑に融資が行われるよう努めます。さらに、「利子補給事業」では、当該融資に対して利子補給を行い、金利負担を低減させることで、学校の安定経営に資することとし、教育環境の充実に向け取り組んでいきます。</p> <p>3. 「入学資金貸付事業」では、県内の私立学校がその入学予定者の保護者のため、学校が入学資金を無利子で貸付けを行う場合、当財団がその原資を学校に貸付することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、学校の安定経営に資することを通じて、学校教育の発展に寄与していきます。</p> <p>4. 県内の私立学校関係各団体の事務局を本財団で統一して行うことにより、効率的かつ合理的な運営を図り、また、各私立学校との連携を推進し、合同で私立学校の振興と公教育の発展に努めていきます。</p>	
当初設立 年月日	平成25年4月1日（前身団体 昭和39年4月1日）		
設立の経緯 団体の略歴	<p>【設立趣意等の経緯】 三法人の合併と一団体の事業の承継により平成25年に設立。法人、団体それぞれの経緯は以下のとおり。</p> <p>1. 千葉県私立学校教職員退職金財団 私学教職員の福利厚生の一環として、学校が教職員に対して支給する退職金の原資を学校に交付することを目的に、昭和39年に財団法人として設立。</p> <p>2. 千葉県私学教育振興会 千葉県の協力和私学の共同出資により私学振興基金を造成し、その資金を運用することによって低利かつ長期の安定資金を各学校に提供することを目的に、昭和41年に社団法人として設立。</p> <p>3. 千葉県私学会館 千葉県私学団体連合会の精神的団結の象徴であり私学の殿堂として同会館を昭和45年に建設し、その管理等を行うことを目的に、財団法人として設立。同会館は老朽化により平成25年に解体。</p> <p>4. 千葉県私学団体連合会 昭和29年に、県下私学団体の全部の結集体として清新なものをつくりたいとの理想のもと、千葉県内私学の幼稚園、小学校、中学・高等学校、短大・大学の各私学団体が大同団結。なお団結後も、各私学団体は独立した存在であり、現在も存続。</p> <p>【略歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S39.4 千葉県私立学校教職員退職金財団設立（前身団体）</li> <li>・H23.11 3団体合併 （財）千葉県私立学校教職員退職金財団（存続団体） （社）千葉県私学教育振興会 （財）千葉県私学会館</li> <li>・H23.12 千葉県私学団体連合会の事業を承継 千葉県私学教育振興財団に名称変更</li> <li>・H25.4 公益財団法人として運営開始</li> </ul>		
定款に定める 設立の目的	千葉県内における私立学校教育環境の充実及び向上を図ることにより、私立学校教育の振興及び発展を図り、もって千葉県における教育文化の高揚に資することを目的とする。		

## 2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	3,393,846	(単位：千円)	
出資等の対象の区分			
資本金等の金額	3,393,846	資本金等以外の金額	0

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

### 【内訳】

出資等した者	資本金等の 金額（千円）	左記全体に 占める割合	左記割合の 順位	資本金等以外の 金額（千円）	備考
千葉県	1,529,000	45.05%	2位	0	該当なし
財団の自己資金	1,864,846	54.95%	1位	0	該当なし

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「一」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】名称：退職手当資金事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 本事業は、県内に所在する私立学校の教職員の勤続を奨励するとともに福利厚生を図ることを目的として、学校からの負担金、千葉県補助金及び積立資産の運用益を原資に教職員の退職時に学校法人等に対して退職手当資金を交付する事業である。 ・令和4年度 退職手当資金交付額 3,773,655千円（対象人数818人）					
【公共性・公益性】 本事業の実施により、私立学校は退職資金制度を維持することができ、教職員の雇用環境の安定化が図られることから、優秀な教育人材の確保が可能となり、ついでに、私立学校において質の高い教育の提供がなされる。日本の公教育の一翼を担う私立学校の教育水準を維持、向上し、雇用環境を安定させることは、不特定多数の者の利益の増進に寄与することから公益性がある。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 有（補助金等）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごと収支は未算出、運営費として団体全体で計上のため計算できない				826,291千円	826,291千円

【事業2】名称：融資あっ旋事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県内の学校法人が教育施設及び設備の充実を図るための融資を希望した場合、提携する県内地銀3行に対し、その必要な資金について融資あっ旋を行い、併せて、あっ旋した施設・設備資金等の借入利子に対し利子補給を行う事業である。 ・令和4年度 融資あっ旋法人数 9法人 利子補給額676千円					
【公共性・公益性】 本事業は、公教育の一翼を担う私立学校の教育施設・設備等の整備、充実を図ることを目的に実施しており、教育施設・設備等が充実することにより、在校生のみならず、今後入学する者を含めた児童生徒等の教育環境の充実及び安全確保が図られることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与しており公益性がある。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 有（補助金等）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごと収支は未算出、運営費として団体全体で計上のため計算できない				4千円	4千円

【事業3】名称：入学資金貸付事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県内私立学校がその入学予定者の保護者に入学資金を無利子で貸付けを行う場合、当財団がその原資を無利子で学校に融資する事業である。 ・令和4年度末貸付金残高 9,800千円（3校）					
【公共性・公益性】 私立学校がその入学予定者の保護者に対し入学時の費用を貸し付けることに対し、その原資を財団が学校に融資することにより、保護者は入学時に発生する入学金等の負担を一時的に軽減できるため、入学時に要する費用のために私立学校入学を忌避せざるを得ない事象を減らすことができ、学校の選択肢の幅が広がる。また、学校は貸付を行ってもその原資が財団から融資されるため、これによる資金の不足が生じない。これらのことから今後入学する者を含めた児童生徒等の教育機会の確保が図られ、不特定多数の者の利益の増進に寄与し公益性がある。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごと収支は未算出、運営費として団体全体で計上のため計算できない				0千円	0千円

【事業4】名称：私学各協会の行う事業の運営及び企画調整に関する支援事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 千葉県内に所在する私立学校関係の団体のうち、千葉県私立大学短期大学協会、一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会、千葉県私立小学校協会、一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会、一般社団法人千葉県専修学校各種学校協会の行う事業の運営、並びに企画調整に関する支援を行う事業である。					
【公共性・公益性】 各私学協会が主催する研修会などの事業の運営、並びに企画調整に関する支援を当財団が行うことにより低廉かつ合理的な運営を実現していることから、私立学校教職員の人材育成や、県民への情報提供を効率的に行うことが可能となり、ひいては県民へのより質の高い私学教育の提供を実現していることから公共性がある。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごと収支は未算出、運営費として団体全体で計上のため計算できない				0千円	0千円

## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

### 4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

(1) 当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が出資等した当初の目的】 私立学校教職員の待遇面における公私間格差を解消し、より優秀な人材を長期にわたり安定的に確保するため、私立学校教職員の退職資金制度の整備を行うことを目的として、また、私学教育振興のため、私立学校の経営に必要な施設・設備資金の融資あっ旋を行うことを目的として出資等を行った。 【関係を維持する現在の意義】 私立学校教職員の退職資金制度の維持及び安定的な運営を行うことが可能となり、これにより雇用環境の安定化が図られ、優秀な人材を確保して質の高い教育を提供することにつながり、また、私立学校の経営に必要な施設・設備資金の融資あっ旋に関する事業については、規模が比較的小さな学校においても、教育施設・設備等の整備、充実を行うことが可能となり、これにより児童生徒等の教育内容の充実や安全確保につながるなどから、維持する意義があるものとする。						
(2) 類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が関与の理由としている事業のうち、他の担い手が存在している事業】 事業● ○○○○ 【他の担い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】						
(3) 県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義	財団職員が専従することにより、安定した事業運営が図られ、また、財団役員は学校法人の理事長等で構成されていることから、制度改革に関しても学校法人経営者としての意見を直接取り込むことができ、これにより、無理のない形で効果的な改革の実現が可能となるなどのメリットがあることから、他の手法等と比較しても費用対効果はあると考える。						
(4) 県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況	【計画等名】 ○○（対象期間：○～○） 【指標名】 ○○（単位：○○） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">基準（○年度）</th> <th style="width: 33%;">実績（○年度）</th> <th style="width: 33%;">目標（○年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> 【指標と事業の関係性及び達成状況】	基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）			
基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）					
(5) 資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性	財団では近年、退職者の増加により、退職手当資金交付額が増加し、退職手当資金事業の収支が悪化していたことから、平成25年度に「中期事業推進プロジェクトチーム」を設置し、学校法人等負担率の大幅な引き上げ等見直しを図っている。令和4年度決算における要支給額に対する総資産の保有割合は58.1%に留まることから、引き続き出資を維持することが妥当であるとする。						
(6) 運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性	【名称】 【内容】（金額：○○千円） ○○○○ 【必要性】						
(7) 団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】</td> <td style="width: 10%;">県が負担</td> <td style="width: 10%;">0名</td> <td style="width: 10%;">県以外が負担</td> <td style="width: 10%;">0名</td> </tr> </table> 【役職・業務内容】 【派遣等の必要性】	【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名	
【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名			

## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

### 5 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 関与方針区分 ※	関与維持（県と連携した経営改善）
(2) 県としての具体的な取組 ※	私学教育における退職金制度の安定的かつ持続的な運営を図るため、退職手当資金事業について、加入者の増加を図ることなどにより、資金充足率の増加を求める。
(3) 取組実績とその成果	平成28年4月からの負担率の引き上げ後、団体が設置した「中期事業推進プロジェクトチーム」により早期退職者の多い幼稚園等にもメリットがあり、かつ、更なる負担率の増加を伴わずに、元本保証に加えて現行の給付水準を維持できる積立型の退職資金制度を令和4年度から開始し、加入者の増加と資金充足率の増加に取り組んだ。
(4) 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度の周知と加入者の更なる増加（毎年増加している）</li> <li>・現在5割程度である資金充足率（仮に退職手当資金事業の全加入者が同時に退職となった場合に必要となる理論上の額の充足率）の増加</li> </ul>
(5) 県としての今後の対応の方向性	私学教育における退職資金制度の安定的かつ持続的な運営を図るため、退職手当資金事業について、加入者及び資金充足率の増加を図る必要があることから、所管課職員が理事会、評議員会、資金運用委員会、中期事業推進プロジェクトチーム会議等へ出席し、経営状況の把握に努めるとともに、必要な指導・助言を行う。

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

### 5-2 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 策定要件の該当性※	該当しない
---------------	-------

※公社等外郭団体関与指針第5の1（2）に規定する次の法人に該当する場合で、要件の詳細は同細則4をご覧ください。

- ・債務超過法人
- ・実質的に債務超過である法人
- ・近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人
- ・県が多大な財政的リスクを有する法人

## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

### 6 地方自治法に基づく監査の状況（既に公表されている監査結果等）

#### (1) 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

直近の実施年月日	令和5年3月10日	措置の公表年月日	-	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

1つ前の実施年月日	令和4年2月10日	措置の公表年月日	-	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

2つ前の実施年月日	令和3年3月12日	措置の公表年月日	-	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

※1「監査結果」の「指摘事項」「注意事項」は県報別冊「監査結果」（いわゆる監査報告書）の内容を記入しています。

※2「措置の内容」は県報別冊「監査の結果に係る措置の通知の公表」（いわゆる措置公表）の内容を記入しています。

#### (2) 包括外部監査（地方自治法第252条の37第4項等）

					該当の有無	無
監査テーマ						
実施年度	元号 年度	措置の公表年月日	元号 年 月 日			
監査結果 ※以下のリンク先をご覧ください		措置の内容 ※以下のリンク先をご覧ください				

※該当がある場合は、直近1年度分を記入しています。

## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

### 7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

#### （1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 (書面)	定例回数 (書面)	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	2	4(1)	3(0)	92%	有	有	有	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、

その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

#### （2）監査の状況

監査の状況 (行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る)	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	実施している外部的な監査の内容
公認会計士又は監査法人	無	有	有	有	契約に基づき、公認会計士が財務諸表等及び財産目録に対する監査を実施
監査又は会計に識見を有する者	無	無	無	無	該当なし

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

#### （3）採用している会計基準

名称	新公益法人会計基準（平成20年改正）	その他欄
		—

#### （4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	無	有	有	有
役員名簿	有	有	無	有	有	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	無	有	有	有
貸借対照表	有	有	有	有	有	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	無	有	有	有
キャッシュフロー計算書	有	有	無	有	有	有
附属明細書	有	有	無	有	有	有
財産目録	有	有	無	有	有	有
事業計画書	有	有	無	有	有	有
収支予算書	有	有	無	有	有	有
役職員の報酬及び給与に関する規程	有	有	無	無	有	有
業務の委託方法に関する規程	無	無	無	無	無	無
資金運用に関する規程	無	有	無	有	無	有
個人情報保護に関する規程	無	有	無	無	無	有
情報公開に関する規程	無	有	無	無	無	無

※「公表」とは、原則として団体のホームページで公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

## 8 役職員等の状況

### (1) 常勤の役職員数（単位：人）

（各年度7月1日現在）

項 目	直近4年度前 (R1年)	直近3年度前 (R2年)	前々年度 (R3年)	前年度 (R4年)	現年度 (R5年)
常勤役員数 ①～⑤の和	1	1	1	1	1
プロパー ①	0	0	0	0	0
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	1	1	1	1	1
県現職者 ④	0	0	0	0	0
その他 ⑤	0	0	0	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	10	12	10	11	11
プロパー ⑥	10	12	10	11	11
県退職者 ⑦	0	0	0	0	0
県現職者 ⑧	0	0	0	0	0
その他 ⑨	0	0	0	0	0

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

### (2) 常勤役職員の平均年収等の状況

項 目		前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
常勤役員	人数（内数：県退職者及び県現職者）	1人（ 1人）	1人（ 1人）
	平均年齢	* 歳	* 歳
	平均年収	* 千円	* 千円
常勤職員	人数（内数：県退職者及び県現職者）	10人（ 0人）	11人（ 0人）
	平均年齢	49 歳	46 歳
	平均年収	5,678 千円	5,963 千円

※この表は実人員数に基づいて記入しています。

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例：4～6月（3か月間）の役員数が5名、7～12月（6か月間）が6名、1～3月（3か月間）が5名であった場合は、  
 $(15人 + 36人 + 15人) / 12か月 = 5.5人$ となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「\*」となっています。

## 9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況

	策定の有無	無
名称		
対象期間	元号 年 月 ~ 元号 年 月	策定年月日 元号 年 月 日
概要	/	
取組状況		
指標の達成状況		
特記事項		

指標1：名称（単位）【実績】●●【目標】●●  
 指標2：

該当なし

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

10 財務状況 （単位：千円又は%）

(1) 貸借対照表

公益法人会計の場合

項目		前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資産	流動資産	667,462	1,469,617	1,546,286	5.22%	該当なし
	固定資産	21,414,182	22,166,158	22,564,126	1.80%	該当なし
	うち有形固定資産	442	377	313	▲ 16.98%	減価償却による
	資産合計	22,081,644	23,635,775	24,110,412	2.01%	該当なし
負債	流動負債	2,624,703	3,297,721	3,430,607	4.03%	該当なし
	固定負債	17,137,623	18,691,361	19,111,105	2.25%	該当なし
	うち長期借入金	20,300	15,100	9,800	▲ 35.10%	入学資金貸付の減少による
	負債合計	19,762,326	21,989,082	22,541,712	2.51%	該当なし
	うち有利子負債	20,300	15,100	9,800	▲ 35.10%	入学資金貸付の減少による
正味財産	一般正味財産	▲ 14,473	117,134	39,121	▲ 66.60%	金融市場の変動により有価証券等の 含み損益等が増減することによる
	指定正味財産	2,333,790	1,529,559	1,529,579	0.00%	該当なし
	正味財産合計	2,319,317	1,646,693	1,568,700	▲ 4.74%	該当なし
参考	基本財産	3,413,436	3,410,026	3,393,846	▲ 0.47%	該当なし
	繰越損益相当額	▲ 1,898,370	▲ 1,763,333	▲ 1,825,145	▲ 3.51%	該当なし

(2) 損益計算書

公益法人会計の場合（正味財産増減計算書等）

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
経常収益	4,502,111	5,381,901	4,593,957	▲ 14.64%	令和3年度に会計基準に則した処理と するための会計方針変更による
うち事業収益	4,270,928	5,122,312	4,324,189	▲ 15.58%	令和3年度に会計基準に則した処理と するための会計方針変更による
経常費用	5,027,675	5,266,620	4,316,213	▲ 18.05%	退職手当交付準備金繰入額が減少 したため
うち管理費	25,543	30,142	30,817	2.24%	該当なし
評価損益等	897,782	16,325	▲ 355,757	—	金融市場の変動により有価証券等 の含み損益等が増減するため
当期経常増減額	372,218	131,606	▲ 78,013	—	金融市場の変動により有価証券等 の含み損益等が増減するため
経常外収益	0	0	0	—	該当なし
経常外費用	0	0	0	—	該当なし
当期経常外増減額	0	0	0	—	該当なし
その他収入	0	0	0	—	該当なし
その他支出	0	0	0	—	該当なし
当期一般正味財産増減額	372,218	131,606	▲ 78,013	—	金融市場の変動により有価証券等 の含み損益等が増減するため
当期指定正味財産増減額	9,419	▲ 804,232	21	—	令和3年度に会計基準に則した処理と するための会計方針変更による
うち評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期正味財産増減額	381,637	▲ 672,626	▲ 77,992	88.40%	令和3年度に会計基準に則した処理と するための会計方針変更による

(3) 主な経営指標

公益法人会計の場合

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	25.43%	44.56%	45.07%
自己資本比率（正味財産÷（負債＋正味財産）×100）	10.50%	6.97%	6.51%
有利子負債比率（有利子負債残高÷正味財産×100）	0.88%	0.92%	0.62%

※正味財産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

11 借入金等残高等の状況

（単位：千円又は％）

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
各年度の借入金等	3,600	3,000	3,200	6.67%	
各年度の償還金等	0	8,200	8,500	3.66%	
借入金等決算残高 ①+②	20,300	15,100	9,800	▲ 35.10%	
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦	0	0	0	—	
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧	20,300	15,100	9,800	▲ 35.10%	
借入・償還先の内訳	県 ③+④	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ③	0	0	0	—
	それ以外のもの ④	0	0	0	—
	県以外の行政 ⑤+⑥	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑤	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑥	0	0	0	—
	民間その他 ⑦+⑧	20,300	15,100	9,800	▲ 35.10%
	経営難を理由としたもの ⑦	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑧	20,300	15,100	9,800	▲ 35.10%
	県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑨	0	0	0	—	
それ以外のもの ⑩	0	0	0	—	

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

12 総収入と県の財政支出等の状況

(1) 総収入と県の財政支出等

（単位：千円又は％）

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
総収入 ①=②~⑥の和	4,511,508	4,577,648	4,593,957	0.36%	
運用益収入 ②	231,114	259,471	269,711	3.95%	
会費収入 ③	3,476,053	3,502,863	3,497,894	▲ 0.14%	
寄附収入 ④	0	0	0	—	
行政からの委託料等収入 ⑤	804,272	815,196	826,295	1.36%	
その他収入(②~⑤以外) ⑥	69	118	57	▲ 51.69%	
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩	804,272	815,196	826,295	1.36%	
対総収入割合 ⑦÷①	17.83%	17.81%	17.99%	0.18%	
県の財政支出の内訳	委託料 ⑧	0	0	0	—
	対総収入割合 ⑧÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—
	補助金・交付金・負担金 ⑨	804,272	815,196	826,295	1.36%
	対総収入割合 ⑨÷①	17.83%	17.81%	17.99%	0.18%
	その他(⑧⑨以外) ⑩	0	0	0	—
	対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—
資金運用等	有価証券等損益 ⑪+⑫	81,073	37,775	▲ 117,985	—
	有価証券等評価損益(含み損益) ⑪	30,241	▲ 17,968	▲ 188,130	▲ 947.03%
	売却・償還・配当等損益(実損益) ⑫	50,832	55,743	70,145	25.84%
	保有・運用中の有価証券等の取得額	5,932,853	6,721,053	7,038,203	4.72%

(2) 県からの財政的な支援(借入金及び損失補償等を除く)

（単位：千円）

項目	直近4年度前 (H30年)	直近3年度前 (R1年)	前々年度 (R2年)	前年度 (R3年)	直近決算 (R4年)
運営費補助	0	0	0	0	0
赤字補填等	0	0	0	0	0
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0